村である場合にあっては、第一号に掲げる図書を除く。）」を加え、同項第一号中「第八条第四項第一号に規定する」を「第八条第六項第一号に掲げる」に改め、同項第二号中「第八条第四項第二号に規定する」を「第八条第六項第二号に掲げる」に改め、同条第三項中「第八条第四項」を「第八条第六項」に改める。

第二条　農林水産省・国土交通省関係地域再生法施行規則（平成二十七年農林水産省国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。次条第二項において同じ。）に農業委員会が置かれていない場合を除く。）」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（整備誘導施設（法第十七条の七第五項に規定する整備誘導施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地のうち、当該整備誘導施設の用に供することを目的として、農地（法第十七条の七第五項に規定する農地をいう。以下同じ。）である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）」に改める。

第二条第一項第一号イ中「（法第十七条の七第五項に規定する整備誘導施設をいう。以下同じ。）」及び「（同項に規定する農地をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「認定市町村」を「法第十七条の七第一項に規定する認定市町村」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十七号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

経済産業大臣　林　幹雄

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則及び発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

一　石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第二十四条第三号

二　発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）第一条第二号

（電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第二条　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条、第四十四条、第四十六条第一項、第四十八条及び第五十条第一項中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改める。

（経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第三条　経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年経済産業省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令原子力規制委員会規則第一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項、第四十二条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第四十八条第一項並びに第百六条第一項の規定に基づき、原子力発電工作物の保安に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

経済産業大臣　林　幹雄

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力発電工作物の保安に関する命令等の一部を改正する命令

（原子力発電工作物の保安に関する命令の一部改正）

第一条　原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「一般電気事業又は卸電気事業」を「発電事業（法第三十八条第四項第四号に掲げる事業に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同条第四項から第九項までの規定中「電気事業の」を「発電事業の」に、「電気事業者」を「発電事業者」に改める。

別表第一の発電所の項第二号（二）2(3)中「電気事業」を「発電事業」に改める。

別表第二中「第十条」を「第十一条」に改め、同表の第一号の項中「一般電気事業」を「発電事業」に改める。

（原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第二条　原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令（平成二十四年経済産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第二項中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改める。

第三十条、第三十二条及び第三十四条第一項中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改める。

（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部改正）

第三条　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第十九号の項中「電気事業者が法第九条第二項（法第六条第二項第二号の事項の変更に限る。）の届出」を「発電事業者が法第二十七条の二十七第三項の規定による届出（同条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）」に改める。

附　則

この命令は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。